# 久喜市議会 令和元年9月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第	7 7 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第	7 8 号	平成30年度久喜市一般会計歳入歳出決算認	
		定について	3
議案第	7 9 号	平成30年度久喜市国民健康保険特別会計歳	
		入歳出決算認定について	4
議案第	8 0 号	平成30年度久喜市介護保険特別会計歳入歳	
		出決算認定について	5
議案第	8 1号	平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計	
		歳入歳出決算認定について	6
議案第	8 2 号	平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会	
		計歳入歳出決算認定について	7
議案第	8 3 号	平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会	
		計歳入歳出決算認定について	8
議案第	8 4 号	平成30年度久喜市水道事業会計未処分利益	
		剰余金の処分について	Ĝ
議案第	8 5 号	平成30年度久喜市水道事業会計決算認定に	
		ついて	1 1
議案第	8 6 号	平成30年度久喜市下水道事業会計未処分利	
		益剰余金の処分について	1 2
議案第	8 7 号	平成30年度久喜市下水道事業会計決算認定	
		について	1 4
議案第	8 8 号	令和元年度久喜市一般会計補正予算 (第 4 号)	
		について	1 5
議案第	8 9 号	令和元年度久喜市一般会計補正予算(第 5 号)	
		について	1 6
議案第	9 0 号	令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正	
		予算 (第2号) について	1 7
議案第	9 1号	令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算	
		(第2号) について 1	1 8
議案第	9 2 号	令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補	
		正予算(第1号)について 1	1 9
議案第	9 3 号	令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計	
		補正予算(第1号)について	, <sub>(</sub>

議案第	9 4 号	令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計	
		補正予算(第1号)について	2 1
議案第	9 5 号	令和元年度久喜市水道事業会計補正予算(第	
		1号)について	2 2
議案第	9 6 号	令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算	
		(第1号) について	2 3
議案第	9 7 号	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条	
		例	2 4
議案第	9 8 号	久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する	
		条例	2 7
議案第	9 9 号	久喜市会計年度任用職員制度の導入に伴う関	
		係条例の整理に関する条例	3 1
議案第 1	0 0 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部	
		を改正する条例	3 6
議案第 1	Ⅰ 0 1号	久喜市消防団条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 1	│ 0 2 号	久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部	
		を改正する条例	3 8
議案第1	Ⅰ 0 3 号	久喜市立保育所保育料等徴収条例の一部を改	
		正する条例	4 0
議案第1	Ⅰ 0 4 号	久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例	
		の一部を改正する条例	4 2
議案第1	Ⅰ 0 5 号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保	
		育事業の運営に関する基準を定める条例の一	
		部を改正する条例	4 3
議案第1	Ⅰ06号	久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正す	
		る条例	5 2
議案第1	0 7 号	久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運	
		営に関する基準を定める条例の一部を改正す	
		る条例	5 3
議案第1	Ⅰ08号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関	
		する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 4
議案第1	Ⅰ09号	久喜市木材利用推進基金条例	5 5
議案第 1	Ⅰ10号	久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改	
		正する条例	5 7
議案第1	1 1 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	5 8
議案第1	1 2 号	久喜市水道給水条例の一部を改正する条例	5 9

議案第1	13号	久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改	
		正する条例	6 0
議案第 1	1 4 号	工事請負契約の締結について	6 1
議案第 1	15号	工事請負契約の締結について	6 2
議案第 1	1 6 号	工事請負契約の締結について	6 3
議案第 1	1 7 号	財産の取得について	6 4
議案第 1	1 8 号	財産の取得について	6 5
報告第	2 0 号	継続費精算報告について	6 6
報告第	2 1号	継続費精算報告について	6 8
報告第	2 2 号	平成30年度決算に係る財政健全化に関する	
		比率の報告について	7 0
報告第	2 3 号	賃貸借契約の締結の報告について	8 0
報告第	2 4号	賃貸借契約の締結の報告について	8 1

## 議案第77号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年9月3日提出

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第3号)(別冊)

令和元年8月5日

## 議案第78号

平成30年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜 市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第79号

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第80号

平成30年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜 市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定 に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第81号

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜 市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付け て認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第82号

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜 市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付 けて認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第83号

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第84号

平成30年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成30年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

		利益剰余金			
		減債積立金	建設改良積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計
平	成29年度末残高	1, 019, 355, 115	1, 081, 377, 293	0	2, 100, 732, 408
平	成30年度変動額	△ 310, 454, 281	0	1, 062, 548, 824	752, 094, 543
	減債積立金取崩額	△ 310, 454, 281	0	310, 454, 281	0
	建設改良積立金取崩額	0	0	0	0
	当年度純利益	0	0	752, 094, 543	752, 094, 543
平	成30年度末残高	708, 900, 834	1, 081, 377, 293	1, 062, 548, 824	2, 852, 826, 951
処分額		305, 611, 021	136, 142, 032	△ 1, 062, 548, 824	△ 620, 795, 771
処分後残高		1, 014, 511, 855	1, 217, 519, 325	0	2, 232, 031, 180

## 議案第85号

平成30年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度 久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月3日提出

## 議案第86号

平成30年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したい ので、議決を求める。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成30年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

		利益剰余金			
		減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
平	成29年度末残高	126, 380, 657	0	126, 380, 657	
平	成30年度変動額	△ 126, 380, 657	257, 181, 694	130, 801, 037	
	減債積立金取崩額	△ 126, 380, 657	126, 380, 657	0	
	当年度純利益	0	130, 801, 037	130, 801, 037	
平	成30年度末残高	0	257, 181, 694	257, 181, 694	
処分額		130, 801, 037	△ 257, 181, 694	△ 126, 380, 657	
処分後残高		130, 801, 037	0	130, 801, 037	

## 議案第87号

平成30年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度 久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付す る。

令和元年9月3日提出

## 議案第88号

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第4号)について

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第89号

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第5号)について

令和元年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第90号

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出 する。

令和元年9月3日提出

## 議案第91号

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第92号

令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提 出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第93号

令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり 提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第94号

令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり 提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第95号

令和元年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)について 令和元年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

## 議案第96号

令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)について 令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

#### 議案第97号

#### 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

- 第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員(第6条及び第7条において単に「会計年度任用職員」という。)に対す る報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。 (報酬等)
- 第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条から第4条まで及び第7条において「第1号会計年度任用職員」という。)に対しては、報酬及び期末手当を支給する。
- 2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。
- 3 報酬の額は、次項又は第5項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。)第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。
- 4 月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38. 75で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 5 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 6 報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、 かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。
- 7 前5項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の 常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当 する報酬を規則で定めるところにより支給する。
- 8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満 の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

- 第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は第5項の規定にかかわらず、規則で定める。
- 2 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度 任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は 第5項及び前項の規定にかかわらず、規則で定める。
- 3 前2項で定めるものに対する報酬の基本額は、日額又は1勤務当たりで定める ものにあっては31,000円、月額で定めるものにあっては30,000円を超えない範 囲内とする。

(費用弁償)

- 第4条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を 往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。
- 2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

- 第5条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(第3項において「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給する。
- 2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める 月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 3 第2条第6項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。
- 4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当は支給しない。

(報酬、給料及び手当の減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の給 与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

- 第7条 第1号会計年度任用職員の報酬の支給については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。
  - (1) 日額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間における勤務日 数により計算した額を翌月の21日までに支給する。
  - (2) 月額で定める報酬 一般職の常勤職員の例による。
- 2 会計年度任用職員の費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第5条第1項に規

定する手当に限る。)の支給については、前5条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

## (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表(第2条、第5条関係)

職種	月額
久喜市技能労務職員の給与の種類	久喜市技能労務職員の給与に関する規
及び基準に関する条例(平成22年久	則(平成22年久喜市規則第48号)別表第1
喜市条例第53号)第2条で定める者	技能労務職給料表に定める37号給の給
が就く職	料月額
前記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める
	1級113号給の給料月額

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された会計年度任用職員制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

#### 議案第98号

久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。(職員の任期を定めた採用)
- 第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員(法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)を選考により任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
  - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、 当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認めら れる職員を確保することが一定の期間困難である場合
  - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその 他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業 務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
  - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる 必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるこ とが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
  - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な 知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当 該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限ら れる場合
- 第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従

事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員 を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
  - (1) 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例 第36号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定による介護休暇の承 認
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項 の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる 業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延期された場合そ の他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用され た職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前 条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された

職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 (特定任期付職員の給料表等)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、その者の専門的な知 識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、 次の各号に定める号給に決定する。
  - (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
  - (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
  - (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
  - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に 困難な業務に従事する場合 4号給
  - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に 困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- 3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の 規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額は、 その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定め られた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額とする。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第8条 第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22

年久喜市条例第51号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の 勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす る。

(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)

- 第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9 条の3、第12条、第14条第2項、第15条、第16条及び第17条の7の規定は、適用 しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の4第5項の規定の適用については、 給与条例第17条の4第5項中「別表(行政職給料表)の適用を受ける職員でその職 務の級が2級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各 給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「久喜市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(令和元年久喜市条例第一号)第7条第1項に規定する特定任 期付職員」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員には、給与条例第8条、第9条及び第9条の3の規定は、 適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第12条第2項及び第17条の8第1項の規 定の適用については、給与条例第12条第2項及び第17条の8第1項中「再任用短 時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。 (委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、一般職の任期付職員を採用等するため、 この案を提出するものであります。

#### 議案第99号

久喜市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年久喜市条例 第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成22年久喜市条例 第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条に」、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(久喜市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用 については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(久喜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成22年久喜市条例第32 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第号)第2条第4項若しくは第5項、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。))」を加える。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 育児休業の承認の請求の時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(市規則で定める非常勤職員を除く。)

- ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- イ 育児休業に係る子が1歳6箇月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日)までに、任期(当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員
- ウ 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める日とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)
  - (2) 配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合(市規則で定める場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日又は市規則で定める日のいずれか早い日
  - (3) 非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日(前号に該当する場合にあっては、同号に定める日。以下この号において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合当該子の1歳6筒月到達日

(育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。
- 第3条に次の2号を加える。
  - (6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当するこ

ととなったこと。

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条の表第17条の8第1項の項を削る。

第19条中「育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。(以下同じ。)の承認の請求時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)
  - ア 第2条第3号ア及びウに該当する非常勤職員
- イ 1日の勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員 第20条に次の1項を加える。
- 3 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。
  - (1) 次号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤 務時間から5時間45分を減じた時間
  - (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1項に規定する育児時間を請求している非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤務時間から当該育児時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正)

第6条 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ただし書を削る。

別表児童指導員の項から内職相談員の項まで、就労支援相談員の項からおも ちゃ図書館相談員の項まで、放課後児童クラブ指導員の項から地域子育て支援 センター相談員の項まで、休日夜間急患診療所の部嘱託薬剤師の項から嘱託事務員の項まで、保健事業推進員の項から後期高齢者医療保険料収納推進員の項まで、幼稚園園長の項から公民館の部まで及び社会教育指導員の項を削る。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条の8第1項」を「第17条の8」に、「すべて」を「全て」に改める。

第13条中「第12条、第14条」を「前条、次条」に改める。

第15条中「第14条第2項」を「前条第2項」に改める。

第17条の4第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

第17条の8を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第17条の8 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与 については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市 条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第5条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例 第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「第28条の5 第1項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第14条第1項におい て単に「会計年度任用職員」という。)及び同法28条の5第1項」に改める。

第14条を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

- 第14条 第4条から第5条まで、第5条の3、第8条の2及び第11条の規定は、会計 年度任用職員には適用しない。
- 2 第10条の規定は、任期が6箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 提案理由

会計年度任用職員制度の導入にあたり、関係条例について所要の改正を行いたく、この案を提出するものであります。

## 議案第100号

削る。

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28 条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。 第17条の5第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を

第17条の7第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第 4項の規定により失職し」を削る。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第101号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。 第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第10条第1項中「防ぎょ」を「防御」に改める。 第12条第3項中「団員であって」を「団員は、」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布及び地方公務員法と整合を図るため、この案を提出するものであります。

#### 議案第102号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の」を「本市が備え付ける」に改める。

第5条第2項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第4項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第1号中「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同号ただし書中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第6号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第7条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「くき市民カード(以下「市民カード」という。)」を「印鑑登録証」に改め、同条第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3項を削る。

第8条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「市民カードが」を「印鑑登録証が」に、「き損」を「毀損」に、「当該市民カード」を「当該印鑑登録証」に、「市民カード再交付申請書」を「印鑑登録証再交付申請書」に、「市民カードを」を「印鑑登録証を」に、「市民カードの」を「印鑑登録証の」に改め、同条第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第9条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「市民カードを」を「印鑑登録証を」に、「市民カード亡失届出書」を「印鑑登録証亡失届出書」に改める。

第10条第1項及び第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第1項及び第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3項中「印鑑登録証明書の自動交付機に市民カードを使用して、又は」を削り、「第2条第7号」を「第2条第7項」に改め、同条第4項第1号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とし、第18条から第22条までを 3条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月11日から施行する。ただし、第2条、第5条第2項第 3号及び同項第7号、同条第4項、第6条第1号及び同条第2号、第12条第1項第4号、 第13条第4項第1号及び同項第4号の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の久喜市印鑑登録及び証明に関する条例第7条 の規定により市民カードの交付を受けている者は、改正後の久喜市印鑑登録及 び証明に関する条例第7条の規定により印鑑登録証の交付を受けた者とみなす。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い印鑑の登録に旧氏の記載が可能となること、並びに証明書自動交付機が廃止となることから、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第103号

## 久喜市立保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立保育所保育料等徴収条例(平成27年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保育料の額」を「3歳未満児の保育料の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 3歳児以上の保育料の額は、0円とする。

第11条中「第10条」を「前条」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1(第3条関係)

階層区分	徴収金基準額(月額)							
	保育標準時間	保育短時間						
生活保護世帯	0円	0円						
市民税非課税世帯	0円	0円						
市民税所得割課税額	19, 500円	19, 300円						
48,600円未満の世帯								
市民税所得割課税額	30,000円	29, 600円						
48,600円以上97,000								
円未満の世帯								
市民税所得割課税額	44, 500円	43, 900円						
97,000円以上169,000								
円未満の世帯								
市民税所得割課税額	61,000円	60, 100円						
169,000円以上								
301,000円未満の世帯								
市民税所得割課税額	80,000円	78, 800円						
301,000円以上								
397,000円未満の世帯								
市民税所得割課税額	104, 000円	102, 400円						
397,000円以上の世帯								

別表第2備考中「別表第1の(2)及び(3)」を「別表」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市立保育所保育料等徴収条例の規定は、この条 例の施行の日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の 実施に係る保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料に関する規定について所要の改 正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第104号

久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年久喜市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第2条中「保育の必要性の認定」を「法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の必要性の認定」に改め、同条第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第3条中「保育必要量」を「法第20条第3項の保育必要量」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たな給付認定に関する基準について 所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

# 議案第105号

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項の規定」を「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上 教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定 子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ど もをいう。

第3条中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、 同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条 第2項中「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「支 給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の法第19条第1項第1号」 を「の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同項第2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同項第2号」に改め、同条第4項中「特定施設・保育施設」を「特定教育・保育施設」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。 第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定す る」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保 育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を 「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条 において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、 「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供す る場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教 育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とす る。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について の法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を 「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・ 保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額) をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利 用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条 第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その 額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育 に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を 「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給

認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
  - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 77,101円
  - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育 学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在 籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる 場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提 供(アに該当するものを除く。)
  - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
  - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。 第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給 認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・ 保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、 同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの 規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。 第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認 定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該 教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定 子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育 給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、 「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同項第2号」に、「支給 認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第3項 中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法 第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞ れ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第36条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、 「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同項第1号」に、「支給 認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第3項 中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、 それぞれ含むものとして、前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号 に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあ るのは「除く。)」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第 1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第28条第1項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」 と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保 育を受ける者を除く。)」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、 その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「の数を」を「の数は、家庭的 保育事業にあっては」に、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第6号」を 「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保

育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下こ の条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定 保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業 者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定す る市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第 2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保 護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域 型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用 の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合 にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超える ときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保 育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用 の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、 同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保 護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提出した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育 事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給 付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育 認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と、第14条第1項及び」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を 「満3歳未満保育認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給認 定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利 用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の 規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型 保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において 同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条におい て準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19 条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適 用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもの数」と、「満3歳未満保育認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」と あるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育 認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順 序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給 付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用し ている法第19条第1項第3号」を「利用している同項第3号」に、「あっては」を 「あっては、」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、 本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この 場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教 育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号 の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げ る費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象と なる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども (令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条 第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第4項の前の見出し、同項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項と し、附則第7項を附則第5項とする。 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 提案理由

幼児教育・保育無償化の実施に伴い、特定教育・保育施設における食事の提供 に要する費用の取扱いの変更について所要の改正を行うため、この案を提出する ものであります。

## 議案第106号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1久喜市立あおばっこクラブの項中「久喜市青葉1丁目2番2号」を「久喜市青葉1丁目3番地」に改め、同表久喜市立桜田小学校学童クラブの項中「久喜市東大輪311番地」を「久喜市東大輪311番4」に改める。

附則

この条例中別表第1久喜市立桜田小学校学童クラブの項の改正規定は公布の日から、同表久喜市立あおばっこクラブの項の改正規定は令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

青葉小学校校舎内に移転する放課後児童クラブ及び桜田小学校敷地内に設置した放課後児童クラブについて、変更後の位置を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。

# 議案第107号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要 の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

# 議案第108号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に 改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、児童福祉法が改正されたことから、関係規定の整合を図るため、この案を提出するものであります。

#### 議案第109号

#### 久喜市木材利用推進基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)に基づき、木材の利用の推進に関する事業に資金を充てることを目的に、 森林環境譲与税を財源として、久喜市木材利用推進基金(以下「基金」とい う。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この 基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予 算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間 及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することがで きる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 提案理由

国から譲与される森林環境譲与税を有効活用し、木材利用の推進を図るため、 基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

# 議案第110号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第17条中「又は第3号」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、土地区画整理法が改正されたことから、関係規定の整合を図るため、この案を提出するものであります。

# 議案第111号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

別表第1ふれあい広場の部の次に次のように加える。

菖蒲運動公園	メイングラウンド	1面	1時間	一般	500円
				高校生以下	250円
		半面	1時間	一般	250円
				高校生以下	125円
	多目的グラウンド	1面	1時間	一般	500円
				高校生以下	250円
	多目的広場	1面	1時間	無料	
	管理棟多目的室1	1室	1時間		100円
	管理棟多目的室2	1室	1時間		100円

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 提案理由

菖蒲運動公園を都市公園へ追加するため、この案を提出するものであります。

## 議案第112号

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例

久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。 第28条第1号中「第7条第1項」を「法第16条の2第1項」に改め、同条中第8号を 第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え る。

(2) 法第16条の2第1項の指定を更新するとき。 1件につき 10,000円 第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入され、 更新事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行いたいので、この案を提出 するものであります。

#### 議案第113号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1のとおり」を「0円」に改め、同条第2項中「別表第2」 を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの長期預かり保育料及び一時預かり保育料は、同表に定める額から、1日の保育につき450円を減じた額とする。第3条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の場合において、その額が0円を下回る場合は、0円とする。 第5条第3項中「保育料、長期預かり保育料」を「長期預かり保育料」に改める。 別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施に係る保育料、長期預かり保育料及び一時預かり保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料、長期預かり保育料及び一時預かり保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料に関する規定について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

# 議案第114号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

1 契約の目的 (仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 1,681,900,000円

4 契約の相手方 高橋・黒須特定建設工事共同企業体

(代表者) 埼玉県久喜市南4丁目3番4号

株式会社高橋組 久喜支店 取締役支店長 髙 橋 禎 朋

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

# 議案第115号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

1 契約の目的 (仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 601,700,000円

4 契約の相手方 中村・内田特定建設工事共同企業体

(代表者)埼玉県幸手市南3丁目9番5号

中村電設工業株式会社 幸手支店

支店長 本 多 寛 子

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2条の規定により、この案を提出するものであります。

# 議案第116号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- 1 契約の目的 (仮称)久喜市立学校給食センター新築(機械設備)工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,188,000,000円
- 4 契約の相手方 サイエイ・旭特定建設工事共同企業体

(代表者)埼玉県さいたま市岩槻区西原台1丁目1番10号 株式会社サイエイヤマト

代表取締役 町 田 豊

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(機械設備)工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第117号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

1 財産の種類 CD-I型消防ポンプ自動車

2 数 量 2台

3 取 得 金 額 38,720,000円

4 契約の相手方 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号

埼玉消防機械株式会社中央支店

支店長 保 泉 和 男

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第118号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

1 財産の種類 (仮称)久喜市立学校給食センター厨房機器

2 数 量 一式

3 取 得 金 額 858,000,000円

4 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目177番地1

株式会社中西製作所北関東支店

支店長 髙 橋 秀 和

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

(仮称)久喜市立学校給食センター厨房機器を取得したいので、久喜市議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、こ の案を提出するものであります。

# 報告第20号

# 継続費精算報告について

平成30年度久喜市水道事業の継続費に係る佐間浄水場受変電設備及び次亜注入 設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第 18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

# 平成30年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款			年度		全 体	計 画			実	績			比	較	
	項	事業名		年割額	左 の 財 源 内 訳		+-1. ** <b>2</b> 5	左 の 財 源 内 訳		年割額と	左 の 財 源 内 訳				
		7.1			国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	支払義務 <sup>一</sup> 発生額	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	支払義務 発生額の差	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1資本的支出 1	1建設改良費 註		29	円 278,478,000	円 0	円の	円 278,478,000	円 234,252,000	円 0	円 0	円 234,252,000	円 44,226,000	円 0	円 0	円 44,226,000
		佐間浄水場受変電 設備及び次亜注入 設備更新工事	30	134,082,000	0	0	134,082,000	159,948,000	0	0	159,948,000	△ 25,866,000	0	0	△ 25,866,000
			計	412,560,000	0	0	412,560,000	394,200,000	0	0	394,200,000	18,360,000	0	0	18,360,000

# 報告第21号

# 継続費精算報告について

平成30年度久喜市下水道事業の継続費に係る吉羽雨水ポンプ場更新工事が完了 したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定 により、別紙のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 平成30年度久喜市下水道事業会計継続費精算報告書

					全 体	計 画			実	績			比	較	
款	項	事業名	年度		左の	財 源 内	訳	++ **	左	の 財 源 内	訳	年割額と	左	の 財 源 内	訳
			7/2	年割額	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	── 支払義務 ── 発生額	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	支払義務 発生額の差	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1資本的支出 1	1建設改良費 吉羽 更新	を 直羽雨水ポンプ場 更新工事	29	円 134,600,000	円 60,000,000	円 67,100,000	円 7,500,000	円 133,132,800	円 60,000,000	円 65,900,000	円 7,232,800	円 1,467,200	円 0	円 1,200,000	円 267,200
			30	277,695,000	85,000,000	178,000,000	14,695,000	276,686,160	85,000,000	177,400,000	14,286,160	1,008,840	0	600,000	408,840
			計	412,295,000	145,000,000	245,100,000	22,195,000	409,818,960	145,000,000	243,300,000	21,518,960	2,476,040	0	1,800,000	676,040

#### 報告第22号

平成30年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 財政健全化に関する比率

#### 健全化判断比率

(単位:%)

実 質 赤 字 比 率	1	(11.77)
連結実質赤字比率		(16.77)
実質公債費比率	6. 5	( 25. 0 )
将 来 負 担 比 率	16.6	(350.0)

#### 備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「一」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率

(単位:%)

農業集落排水事業特別会計	- (20.0)
土地区画整理事業特別会計	- (20.0)
水 道 事 業 会 計	- (20.0)
下 水 道 事 業 会 計	- (20.0)

#### 備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「一」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第194号 令和元年8月9日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之 久喜市監査委員 並 木 隆 一

#### 財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

#### 平成30年度 財政健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	
① 実質赤字比率			11.77	
② 連結実質赤字比率	_	_	16.77	
③ 実質公債費比率	6.5	7.0	25.0	
④ 将来負担比率	16.6	26.2	350.0	

#### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

平成 30 年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.77%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

#### ② 連結実質赤字比率について

平成 30 年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.77%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

#### ③ 実質公債費比率について

平成 30 年度の実質公債費比率は 6.5% となっており、前年度より 0.5 ポイントの減となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

#### ④ 将来負担比率について

平成 30 年度の将来負担比率は 16.6%となっており、前年度より 9.6 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

# (3) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。



久監査第195号 令和元年8月9日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之 久喜市監査委員 並 木 隆 一

#### 経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された 平成30年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

平成30年度 農業集落排水事業特別会計(法非適用企業)経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て実施した。

#### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	_	_	20.0

#### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成30年度 土地区画整理事業特別会計(法非適用企業)経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て実施した。

#### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	_	_	20.0

#### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

## (3) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。

#### 平成30年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て実施した。

#### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	_	_	20.0

#### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

# (3) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。

#### 平成30年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て実施した。

#### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	_	_	20.0

#### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

#### 報告第23号

#### 賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

1 契約の名称 住民情報システム用端末賃貸借

2 契 約 の 目 的 賃貸借契約期間が満了する住民情報システム用パソコンを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。

3 契約の金額 36,275,040円 (月額604,584円)

4 契約の方法 指名競争入札

5 契約の相手方 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1079番地1

の住所及び氏名 日通商事株式会社 埼玉営業センター

所長 石 橋 泰 浩

6 契約締結の年月日 令和元年7月25日

7 契約の期間 令和元年8月1日から令和6年7月31日まで

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 報告第24号

#### 賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

1 契約の名称 職員用端末賃貸借

2 契 約 の 目 的 賃貸借契約期間が満了する職員用パソコンを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。

3 契約の金額 22,756,800円 (月額379,280円)

4 契約の方法 指名競争入札

5 契約の相手方 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1079番地1

の住所及び氏名 日通商事株式会社 埼玉営業センター

所長 石 橋 泰 浩

6 契約締結の年月日 令和元年7月25日

7 契約の期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一